

碧南市指定文化財 新たに4件を指定

碧南市教育委員会は平成31年3月7日付けで市内の有形文化財4件を新たに碧南市指定文化財に指定しました。そこで、新しく指定された文化財をご紹介します。この指定で碧南市指定文化財は計48件になります。

1 新指定文化財一覧

種類		名称	員数	所在地	所有者
有形文化財	彫刻	もくぞうあみだによらいりゅうぞう 木造阿弥陀如来立像	1 軀	碧南市音羽町1丁目 60番地	海徳寺
有形文化財	絵画	けんぼんちやくしよくしゃかさんぞんぞう 絹本着色釈迦三尊像	1 幅	碧南市本郷町3丁目 8番地	林泉寺
有形文化財	古文書	めいげつきだんかん 明月記断簡	1 幅	碧南市松本町28番 地	碧南市
有形文化財	書跡・ 典籍	てこくま ^{ものがたり} 物語	1 巻		

2 文化財の概要

(1) 木造阿弥陀如来立像

本像の着衣表現から、平安末期から鎌倉初頭期に多くみられる三尺阿弥陀立像である。本像の腹部、大腿部及び裾の衣文が比較的浅く平行状に整えられており、平安後期彫刻の余風を色濃く残しながらも、面貌、体軀及び背面の充実した起伏には鎌倉彫刻の写実味がすでにあらわれている。おそらく京風（定朝様）及び奈良風（初期慶派様）折衷の立場に立った作例とみるべき13世紀初めにも近い三尺阿弥陀立像として貴重である。



木造阿弥陀如来立像 1 軀

海徳寺蔵 鎌倉時代前期（13世紀初め）

木造・寄木造 高さ97.3cm

(2) 絹本着色釈迦三尊像

中央の釈迦如来像の衣部分は、絹地に薄い朱色で彩色し細密な金が施されており、面貌もやわらかくにして線に力がある。台座及び天蓋は明瞭で細部までよく表現されており、両脇士の普賢菩薩及び文殊菩薩、象、獅子等の装飾もよく施している。

これらを勘案すれば、鎌倉時代を下らない時期の秀画としてよい。



絹本着色釈迦三尊像 1幅

林泉寺蔵 鎌倉時代後期（13世紀後半）

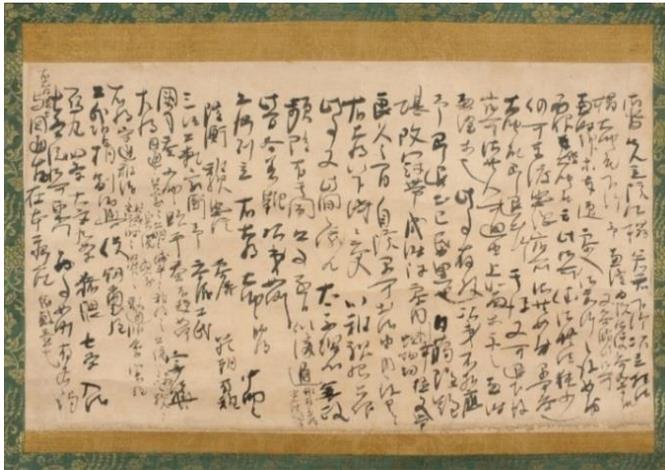
絹本着色金泥・軸装 82.8×39.5cm

伝 法眼源慶筆

(3) 明月記断簡

藤原定家（1162～1241）の日記「明月記」は、その原本の多数が冷泉家時雨亭文庫に伝存し、国宝に指定される（58巻、1幅）ほか、各地に分蔵の残巻又は断簡は、国又は自治体の指定文化財となっている例が少なくない。本断簡は、江戸時代初期までに原本から離れた一紙と見られ、建暦2（1212）年、より絞り込むと同年三月九日の出来事が書かれた可能性が高く、新出の本文である。

本断簡の特徴や筆跡などから藤原定家の自筆によって書かれたものとみられ、また、本文からは、定家自身のみならず、関係者の動向が僅かながらも他の文献にもみえない情報が書かれており、史料としても貴重である。



明月記断簡 1幅

碧南市（藤井達吉現代美術館）蔵

鎌倉時代（13世紀前半）

紙本墨書・軸装 30.8×52.5cm

藤原定家筆

(4) てこくま物語

神戸松蔭女子学院大学図書館所蔵（以下「松蔭本」という。）の絵巻『おかべのよ一物語』と、東京国立博物館所蔵（以下「東博本」という。）の絵巻『てこくま物語』は、両者2巻で一つの物語を成し、九州の豪族による所領争い、一族の滅亡から逃れた主人公の仇討ち等が語られている。

この2巻は、絵の画風及び詞書の書風が類似するが、上巻にあたる松蔭本は室町時代後期、下巻に相当する東博本は江戸時代末期の写しであった。

新出の本絵巻は、永らく出現が待たれていた東博本の親本と考えられる1巻であり、絵巻の法量、紙継数、一紙の寸法等から、本絵巻が松蔭本の揃いと見て間違いなく、室町時代（永禄9（1566）年）に書写された可能性が高く、風俗、山城等の合戦の絵画史料としても注目される貴重な絵巻である。



（巻頭部分）

てこくま物語 1巻

碧南市（藤井達吉現代美術館）蔵 室町時代（永禄9年（1566））

紙本墨書・卷子装 30.0×1052.0cm

(参考資料)

碧南市指定文化財件数

平成31年3月7日現在

種別		現在数	今回指定	計	
有形文化財	建造物	1		1	
	美術工芸品	絵画	3	1	4
		彫刻	9	1	10
		工芸品	3		3
		書跡・典籍・古文書	8	2	10
		考古資料			
		歴史資料	7		7
無形文化財	芸能				
	工芸技術				
民俗文化財	有形民俗文化財	8		8	
	無形民俗文化財	3		3	
記念物	史跡				
	名勝				
	天然記念物	動物			
		植物	2		2
		地質鉱物			
合計		44	4	48	